(IC7) 田中賞選考委員会規則

平成18年４月21日	一部改正	平成28年５月13日	一部改正
平成18年９月15日	〃	平成29年５月12日	〃
平成19年９月７日	〃	平成29年９月22日	〃
平成20年９月５日	〃	平成30年５月11日	〃
平成21年９月11日	〃	2019年５月10日	〃
平成22年９月17日	〃	2020年９月18日	〃
平成23年９月16日	〃	2022年９月９日	〃
平成23年11月18日	〃	2023年９月22日	〃
平成24年５月11日	〃	2024年９月20日	〃
平成27年５月15日		2026年９月18日	〃
平成27年９月11日			

（目的）

第１条　この規則は、土木学会表彰規程 第14条（4)に規定する田中賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

（活動）

第２条　選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、田中賞候補の選考を行い、表彰委員会に上申する。

（活動の原資）

第３条　この活動の原資は、土木学会会計規程内規 第３条 第２項および田中豊博士記念基金規程に定める基金会計 田中豊博士記念基金（以下「基金」という）の果実をもって充てる。

（構成）

第４条　選考委員会は委員長１名、副委員長１名を含めて委員 20 名以内、幹事長１名および幹事若干名で構成する。

２　役職者の業務は次のとおりとする。

(1) 委員長は委員会を代表し、選考委員会業務を総括する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたるときは、委員長の職務を代行する。

(3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

（委員長・委員等の選出方法と任期）

第５条　委員長の任期が終了する年度の最後の委員会において、委員の互選により、次期の委員長を選出する。

２　委員長の任期は２年とする。

３　副委員長は、委員長の指名により選任し、任期は２年とする。

４　委員は中立公正な立場で選考に当たるもので、関連分野の有識者に委嘱する。

５　委員の任期は原則として３年とする。委員長の指名により選任し、構成については毎年検討するものとする。ただし、再任を妨げない。なお、途中退任の場合、後任委員の任期は残りの期間とする。

６　幹事および幹事長は、委員長の指名により委員外より年度ごとに選任する。

（田中賞の内容）

第６条　田中賞は土木学会表彰規程第９条に記されたもので、次の４部門よりなる。

(1) 業績部門：橋梁に関する技術の進歩、発展や事業の形成・実施、調査、計画、設計、製作・施工、維持管理等における実践等において、顕著な業績を挙げたと認められる者を対象とする。受賞主体は個人とする。

(2) 論文部門：土木学会刊行物に発表された論文、報告等の中で、計画、設計、製作・施工、維持管理、利活用、考案、歴史・文化、普及・啓発などに関連して、橋梁工学への貢献が大きいと認められるものを対象とする。受賞主体は個人またはその複数とする。

(3) 作品部門：橋梁またはそれに類する構造物で、計画、設計、製作・施工、維持管理、更新、改良、復旧、再利用など等の面において特色（環境や景観の観点を含む）を有する優れた作品を対象とする。規模の大小は問わない。

(4) 技術部門：橋梁またはそれに類する構造物に適用された、計画、設計、製作・施工、維持管理、更新、復旧、解体、撤去などの面において特色を有する優れた技術または革新的な技術で、今後の普及が大いに期待されるものを対象とする。

（田中賞選考対象の募集）

第７条　選考委員会は、田中賞選考対象の募集についての必要事項を表彰委員会に提出する。

（業績部門および論文部門の推薦）

第８条　業績部門選考対象の推薦者は、正会員（個人、法人）および特別会員とし、自薦も認める。また論文部門選考対象の推薦者は、正会員（個人、法人）および特別会員とし、自薦も認める。

２の１　過去の田中賞研究業績部門あるいは業績部門受賞者は重ねて業績部門の選考対象者となることはできない。

２の２　論文部門の選考対象論文は、受賞年度の前年の１月１日以降２年の間に発表されたものに限る。原則として１編とする。

３　推薦者は土木学会所定の様式による推薦書を本選考委員会に提出しなければならない。推薦書には推薦の理由などの必要事項を明記しなければならない。

（業績部門および論文部門の選考）

第９条　選考委員会は推薦されたものにつき選考し、受賞候補を決定する。選考の方法はその都度選考委員会において定める。なお、委員が選考対象者となっている場合には、その委員は該当部門の選考には加わらないものとする。

（作品部門および技術部門の推薦）

第 10 条　選考対象の推薦者は、正会員（個人、法人）、特別会員および土木事業に関連する学・協会とし、自薦も認める。

２　候補作品は受賞年度の前々年の１月１日以降３年の間に完成されたものとする。完成の時期については原則的に普通の橋等では供用開始の時、その他一連の工事の一部としての橋梁等では、そのもの自身が完成したと見なされる時とする。ただし、軌道、舗装等は未施工でもよい。

３　候補技術は受賞年度の前々年の１月１日以降３年の間に完成した橋梁またはそれに類する構造物に適用された技術あるいは適用年月が対象期間内にある技術とする。

４　推薦者は土木学会所定の様式による推薦書を提出しなければならない。

５　選考委員会は、必要に応じて推薦者または候補関係者に関連資料の提出を求めることができる。

（作品部門および技術部門の選考）

第 11 条　選考委員会は推薦されたものにつき選考し、受賞候補を決定する。選考の方法はその都度選考委員会において定める。委員長は、選考上必要と認めるときはこれに関する選考小委員会を設置することができる。選考小委員会は、臨時に委員外より委嘱することができる。

２　適格候補がないときは授賞せず、また適格候補は複数の場合がありうる。

（発表の方法）

第 12 条　業績部門受賞者、論文部門受賞論文、作品部門受賞作品、技術部門受賞技術は土木学会誌上および定時総会において公表する。なお、論文部門受賞論文が土木学会誌または土木学会論文集に発表されたものでないときは、その要旨を土木学会誌に発表する。

（表彰の方法）

第 13 条　業績部門、論文部門については、賞状、賞牌等を授与する。

２　作品部門、技術部門については、賞状および賞牌を授与する。なお、原則として賞牌は受賞橋梁に取付けるものとする。

（運営）

第 14 条　選考委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

２　幹事は、選考委員会の運営事務を処理する。なお、議決権はもたない。

（表彰委員会への上申等）

第 15 条　委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

２　規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

（事務局）

第 16 条　選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

（規則の変更）

第 17 条　この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成 18 年４月 21 日　理事会議決）　この変更内規は、平成 18 年４月 21 日から施行する。
附則（平成 18 年９月 15 日　理事会議決）　この変更内規は、平成 18 年９月 15 日から施行する。
附則（平成 19 年９月７日　理事会議決）　この変更内規は、平成 19 年９月７日から施行する。
附則（平成 20 年９月５日　理事会議決）　この変更内規は、平成 20 年９月５日から施行する。
附則（平成 21 年９月 11 日　理事会議決）　この変更内規は、平成 21 年９月 11 日から施行する。
附則（平成 22 年９月 17 日　理事会議決）　この変更内規は、平成 22 年９月 17 日から施行する。
附則（平成 23 年９月 16 日　理事会議決）　この変更内規は、平成 23 年９月 16 日から施行する。
附則（平成 23 年 11 月 18 日　理事会議決）　内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。
附則（平成 24 年５月 11 日　理事会議決）　この変更規則は、平成 24 年４月 16 日から施行する。
附則（平成 27 年５月 15 日　理事会議決）　この変更規則は、平成 27 年５月 15 日から施行する。
附則（平成 27 年９月 11 日　理事会議決）　この変更規則は、平成 27 年９月 11 日から施行する。
附則（平成 28 年５月 13 日　理事会議決）　この変更規則は、平成 28 年５月 13 日から施行する。
附則（平成 29 年５月 12 日　理事会議決）　この変更規則は、平成 29 年５月 12 日から施行する。
附則（平成 29 年９月 22 日　理事会議決）　この変更規則は、平成 29 年９月 22 日から施行する。
附則（平成 30 年５月 11 日　理事会議決）　この変更規則は、平成 30 年５月 11 日から施行する。
附則（2019 年５月 10 日　理事会議決）　この変更規則は、2019 年５月 10 日から施行する。
附則（2020 年９月 18 日　理事会議決）　この変更規則は、2020 年９月 18 日から施行する。
附則（2022 年９月９日　理事会議決）　この変更規則は、2022 年９月９日から施行する。
附則（2023 年９月 22 日　理事会議決）　この変更規則は、2023 年９月 22 日から施行する。
附則（2024 年９月 20 日　理事会議決）　この変更規則は、2024 年９月 20 日から施行する。
附則（2026 年９月 18 日　理事会議決）　この変更規則は、2026 年９月 18 日から施行する。